

柴原浄水場ほか3施設で使用する電力の調達仕様書

本仕様書は、柴原浄水場ほか3施設で使用する電力の調達についての仕様を定めたものである。

1. 需給対象

別表1 需給対象施設のとおり

2. 需要設備の概要

別表2 需要設備の概要のとおり

3. 契約電力、予定使用電力量

別表3 契約電力、予定使用電力量のとおり（ただし、契約電力は、令和6年10月時点であるため、見積価格を算出するための参考値とし、令和7年4月当初の契約電力は令和7年3月の値とする。それ以降は、その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。）

4. 供給期間

令和7年（2025年）4月1日0時から令和8年（2026年）3月31日24時まで

5. 供給期間中の各月の電力使用計画

別表3 契約電力、予定使用電力量のとおり

（但し、令和7年度予定使用量のため見積価格を算出するための参考とする。）

6. 需給地点

対象建物構内開閉器室に施設した各需給対象施設の高圧気中開閉器の電源側接続点

7. 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

8. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

9. 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

10. 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うも

のとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

11. 電力量の検針方法

供給会社の検針方法による。

12. 料金の算定方法

電気料金の算定期間は毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく2部料金制とする。

料金の支払いは毎月とする。

各月の電気料金の算定においては、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額、市場価格調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含むものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

なお、燃料費調整額及び市場価格調整額は、大阪府地域を管轄する旧一般電気事業者の定める額を上回らない範囲で協議のうえ調整を行うことができるものとする。

13. 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は、「%」とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

14. 電気の安定供給

受注者は、発注者に対し電気の安定供給に努めること。

15. その他

- (1) 供給実施に際しての条件等詳細については、発注者と受注者双方による協議の上、書面により定めるものとする。
- (2) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。
- (3) 請求書の他に施設毎の内訳(契約電力、使用電力量、単価等)を月毎にまとめた電子データをダウンロード可能にするか、もしくは送付すること。電子データは標準的な表計算ソフトの形式とする。詳細については協議によるものとする。